

博物館研究

12
2010
45

特集「新しい学芸員課程」



高度博物館学教育の実践

国学院大學教授

青木 豊

博物館の現状

低迷する日本経済の中で、指定管理者制度の導入や団塊の世代の集団とも言える定年退職者の補充問題、更には市町村合併による混乱、私立博物館にあっては公益法人改革による一般社団法人・一般財團法人への移行等々で混迷を来しているのが現状である。

しかし、この博物館の混迷は社会の変革に拡げるもののみではなく、下記の2点が抜本的原因であると考えられるのである。

1. 博物館法及び関係法規の不整備な点

2. 館長・学芸員の博物館学意識が脆弱である点

先ず第1点に関しては、社会教育法の精神に基づく社会教育機関である博物館に、費用対効果の判断基準が取り入れられる唯一最大の原因である館法第23条（入館料等）や、第2点の根幹に関与する問題で別稿^(註1)で記した無資格者の博物館への配置を可能としている館法第6条の不適切さは基より、最大の点は昭和48(1973)年の文部省告示の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（通称48基準）が平成15(2003)年6月に廃止された事が大きな要因である。改正された「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の内容の空洞化が直截的な原因となっているのである。

具体的には、博物館の構成要素と一般に称される“モノ・人・場”に関する示準が「規制緩和」の号令のもとに消滅し去り、結果として博物館界は混迷期に突入したものと看取されるのである。

次いで第2点の、博物館運営者の博物館学意識が脆弱である点は、換言すれば熱心な学芸員を養成する事が出来なかつたことが原因である。

その理由としては、①学芸員養成科目的不足、②博物館学の教授ではなかった。の二点があげられる。①学芸員の養成科目的不足については、昭和30(1955)年より現行の改正にあたる平成8(1996)年までの40余年間博物館学の専門科目としては「博物館学」4単位と「博物館実習」3単位であった。余りに少なく昭和26(1951)年の博物館法制定以来、今日までの59年のうち42年間を占める厳然たる事実が現在の博物館の実相の形成と成ったであろうことが考えられる。平成9(1997)年からは従来の「博物館学」4単位を2単位増加させて6単位とし、「博物館経営論」「博物館資料論」「博物館情報論」の科目増加となり、全体で従来の5科目10単位から8科目12単位に引き上げられたがまだまだ不充分で博物館学の教授には程遠い改正であった。

例えば、博物館を特徴づける機能であり、博物館最大の機能である展示論がこの時点でも欠如しているのである。当該科目的必要性については別稿^(註2)で記した通りであるが、展示論が養成科目に含まれていなかった事は、博物館学意識形成の上での大きな欠如であり、明治5(1872)年に始まる我が国の博物館展示が何の改良もなく、社会情勢に呼応することなく今日まで引き継がれ、博物館の低迷の要因となっているものと看取されるのである。つまり、博物館展示は展示業者が行うものであって、学芸員が行うべき職務内容ではないとする考え方方が従来より存在しているのは事実であろう。

平成21年の養成科目の改正

平成21(2009)年の改正(平成24(2012)年4月の入学生より施行)では、9科目19単位と大幅な単位増と、新たに「博物館資料保存論」「博物館展示論」「博物館教育論」が新設され、「視聴覚教育メディア論」が「博物館情報・メディア論」と科目名称及び内容変更されたことは評価しなければならない。しかし、残念ながら大局的には博物館学を構成する科目群には未だ至っていないと考えられる。

博物館学の存否

博物館運営者の博物館学意識の希薄な点は、博物館学を否定する学芸員が博物館に存在する事からはじまる。また、否定までも行かなくとも無関心である学芸員が一般的であると言っても過言ではなかろう。例えば、日本考古学協会や地方史研究会等々の学会への参加者には圧倒的に学芸員が多いことは間違ひのない事実である。これに対し博物館学会には何人の学芸員が会員となっているだろうか。

博物館学の確立期は、明治30年代後半であろうことは別稿^(註3)で指摘した通りである。博物館学の存否については、確認するまでもなく厳然と存在しているのである。例えば基盤となる学会にても「全日本博物館学会」をはじめ「日本ミュージアム・マネジメント学会」「日本展示学会」等々が存在し、基本文献にしても新旧2版の『博物館学講座』があり、事典・基本文献目録などの学術面でのインフラも確立されている。何と言っても博物館学を専門とする単行本が400冊を凌駕し、論文は極めて数多く、平成20(2008)年度の博物館に関する論文だけでも6,500余編を数える事実を否定者は直視しなければならないのである。また、平成

(昭和30年改正時科目)

| NO. | 科目名 | 単位数 |
|-----|--------|-----|
| 1 | 社会教育概論 | 1単位 |
| 2 | 博物館学 | 4単位 |
| 3 | 視聴覚教育 | 1単位 |
| 4 | 教育原理 | 1単位 |
| 5 | 博物館実習 | 3単位 |

(5科目 10単位)

博物館学 法定科目比較表

(現行科目 平成9年改正)

| NO. | 科目名 | 単位数 |
|-----|------------|-----|
| 1 | 生涯学習概論 | 1単位 |
| 2 | 博物館概論 | 2単位 |
| 3 | 博物館経営論 | 1単位 |
| 4 | 博物館資料論 | 2単位 |
| 5 | 博物館情報論 | 1単位 |
| 6 | 視聴覚教育メディア論 | 1単位 |
| 7 | 教育学概論 | 1単位 |
| 8 | 博物館実習 | 3単位 |

(8科目 12単位)

(平成24年4月施行)

| NO. | 科目名 | 単位数 |
|-----|-------------|-----|
| 1 | 生涯学習概論 | 2単位 |
| 2 | 博物館概論 | 2単位 |
| 3 | 博物館経営論 | 2単位 |
| 4 | 博物館資料論 | 2単位 |
| 5 | 博物館飼料保存論 | 2単位 |
| 6 | 博物館展示論 | 2単位 |
| 7 | 博物館情報・メディア論 | 2単位 |
| 8 | 博物館教育論 | 2単位 |
| 9 | 博物館実習 | 3単位 |

(9科目 19単位)



19(2007)年度より時限付きであった科学研究費も平成23(2011)年より「博物館学」として恒常化されたことからも最早疑う余地などはないのである。

博物館学の教授としての不足する要件は、博物館学史と日本博物館史・欧米博物館史を合わせた博物館史を基軸に据え、従前よりの科目や新設科目にあっても、先ずそれらの歴史を確認する事が必要である。中でも、「博物館展示論」や「博物館資料論」は、博物館の発生に関与した分野であるが故にその必要性は大きいと考えられる。温故知新の箴言が明示するとおり、いずれの学術分野でも先行研究・先行事例を確認の上での批判と踏襲があって学問は成立するものである。博物館学が学として不明瞭であったのは、その場その場の事例報告的研究が一般的で学史に至らなかった点が、軽薄感を有する原因となったものと考える。

養成学芸員の資質の向上

学芸員養成の基本理念は、博物館学の体系的授業による理解を目標とするものであることは述べた通りであり、それは同時に博物館学研究者の育成を第一義とするのである。学芸員は資料さえ扱えれば良いといった職人に決して留まるものではなく、それには博物館学意識の涵養が重要なのである。

それには先ず、筆者を含めた大学教員の資質の向上が必定であることは明記するまでもない。この件に関しては、山種美術館の学芸課長から北海道立近代美術館館長へ転じた後、明治大学教授となり博物館学を講じられた倉田公裕は、その著『博物館学』^[註4]で次の如く記している。

その教授或いは講師に、過去博物館に勤務して

いたという人などを迎え、その人の過去の博物館での体験を博物館学とか、博物館概論と称しているのではないか、(略) これで果たして良いものであろうか。

勿論、中には優れた探究と業績をあげられている人も少なくないが、それにしても博物館学に関する研究発表の少ないことをどう説明するのであろうか。

博物館学とはそんな狭い体験やほんの片手間にできる浅薄なものであろうか。

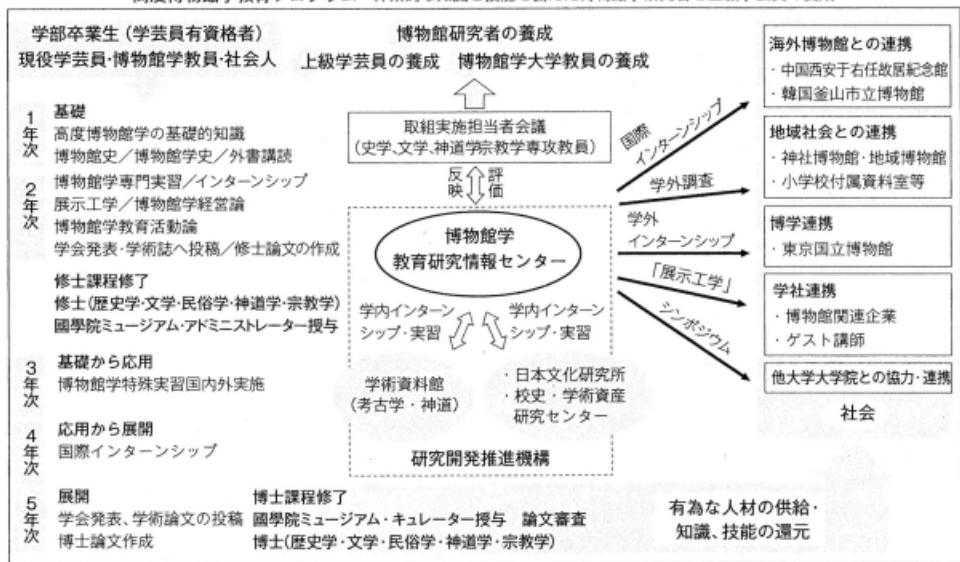
倉田は、博物館学を講ずる大学教員の資質に疑問を投げかけたものであった。昭和54(1979)年の事である。それから30余年、改善された気配は認め難いのである。

高度博物館学教育プログラム

國學院大學大学院文学研究科史学専攻の中に、平成21(2009)年10月より博物館学コースが新設されたのと時を同じくして、「高度博物館学教育」は文部科学省の大学院教育改革推進プログラムに採択(平成21・22・23年度の三ヶ年)されている。

目的は、前述して来た博物館及び学芸員養成を踏まえた上で、博物館学に関する大学教育に携わることのできる研教育者、ならびに高度博物館学知識・技能を有する上級学芸員の養成を目的とするものである。特質は、博物館学の体系を意図した科目の充実度、本学学部の科目と異なる点は「博物館学史特論」「博物館史特論」「欧米博物館史特論」の学史・館史に関する科目を設定する一方で、「資料保存展示論研究」「地域博物館論研究」の二つの演習科目、更には「博物館専門実習」半講

高度博物館学教育プログラム－体系的な知識と技能を備えた博物館学研究者と上級学芸員の養成



義半実習タイプの「展示工学特論」の設定を特質とする。「博物館専門実習」は通年科目の4単位で、海外インターンシップ（約30日間）・学内外のインターンシップ（15日～30日）を1単位、夏期の学外調査（1週間）1単位を含

めての4単位である。第2の特質は、複専修制度の設置であり、目的は、文学研究科の中での他専攻（文学専攻・神道宗教学専攻）及び他コース生への博物館学知識の涵養であり、従来の学芸員養成からの離脱を目的とする。

国家資格の学芸員資格は学部卒業の資格である事は十分承知している。しかし、学芸員採用要件を見た場合、修士終了が一般的となっている現在、修士終了者に博物館学意識を涵養することが重要であるとする考え方からである。

展望

以上の目的による大学院での高度博物館教育が実現した場合、今以上の博物館学意識を有した学芸員を養成し得る事と成り、それはまた博物館学研究者の養成でも有り、大学教員の資質の向上でも、延いては博物館経営に反映するものであると考えるところから我が国における博物館学意識の高揚を目的に大学院での博物館学教育を願うものである。

（あおき・ゆたか）

註1 青木豈2009「学芸員有資格者の採用を求めて」「全博協研究機要」第11号 全国大学博物館学講座協議会

註2 青木豈2007「博物館法改正に伴う資質向上を目的とする学芸員養成に関する考察」「博物館学雑誌」第33巻第1号（通巻47号）

註3 青木豈2010「博物館学史序論」「國學院大學博物館学紀要」第34輯

註4 倉田公裕1979「博物館学」東京堂出版